Case：361

昇降リフトが利用者の車いすに接触し、転倒しそうになった

場面の説明

送迎車両の昇降リフトが待機していた利用者の車いすに接触し、転倒しそうになった

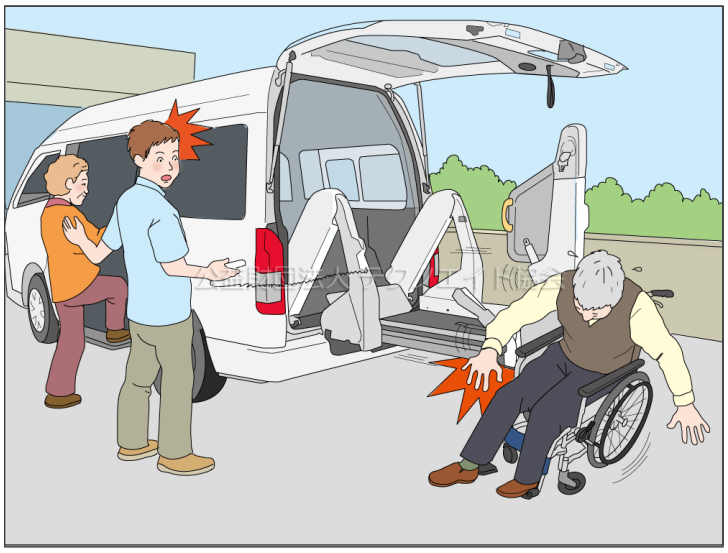

利用シーン	リモコン操作 乗り物
主な利用場所	車内
介護保険の種目	ー
分類コード (CCTA95)	121218 (自動車用車いすリフト)
介護テクノロジー	ー
二次元バーコード	

解説

送迎車両の昇降リフトが待機していた車いすに接触し、転倒しそうになった事例です。リフト操作をしていた人が別のことに気を取られていたことと、車いす利用者を連れてきた介護職員の待機位置が悪かったために生じました。リフトの操作によっては、挟み込み等の重大事故につながるリスクがあります。圧迫力が強いため、慎重な操作や安全確認が必要です。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

人：リフト操作をしていた人が別のことに気を取られていた
人：車いす利用者の待機位置が悪かった

管理：大事故を予防する慎重な操作や安全確認が不足していた

作成：公益財団法人テクノエイド協会
Copyright 2025 Association for Technical Aids, Inc. All Rights reserved.

福祉用具ヒヤリハット　研修教材（受講者用）

日付：	所属：	氏名：

Case：361

昇降リフトが利用者の車いすに接触し、転倒しそうになった

事例詳細

回答前に見ないこと

場面の説明

送迎車両の昇降リフトが待機していた利用者の車いすに接触し、転倒しそうになった

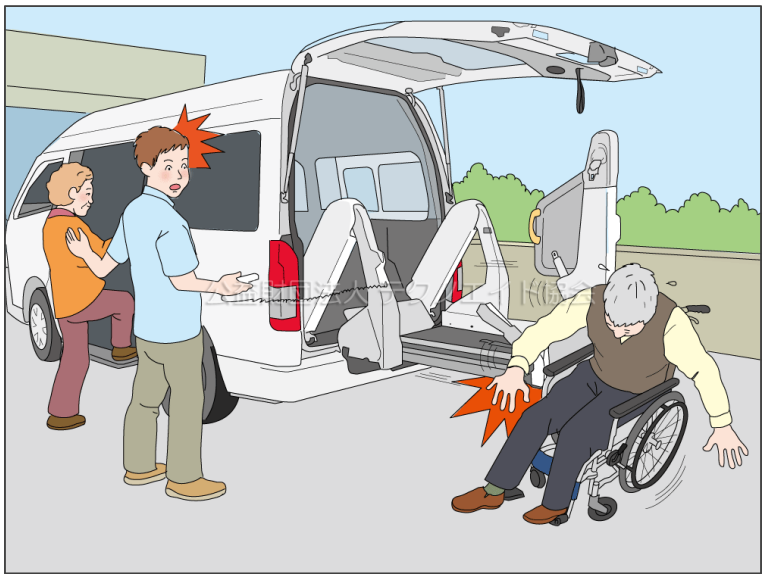

どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ

作成：公益財団法人テクノエイド協会

Copyright 2025 Association for Technical Aids, Inc. All Rights reserved.